

富士吉田市国土強靱化地域計画【概要版】

はじめに

■国土強靱化とは？

「国土強靱化」とは、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行っていくものである。

第1章 富士吉田市国土強靱化地域計画について

■策定の趣旨

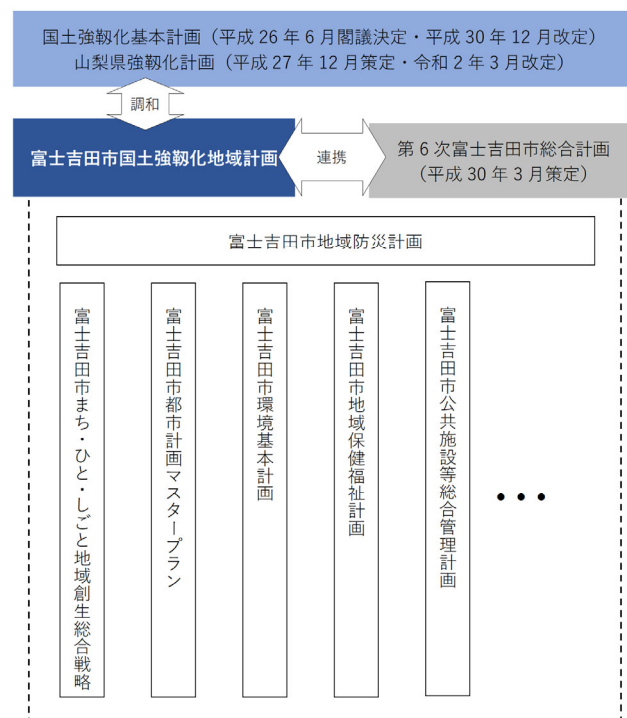
本市では、不測の災害がいつ起きてもおかしくない状況にあり、常に緊張と隣り合わせの状態にある。特に東日本大震災を契機として、大規模災害への備えの重要性に鑑み、事後型対策ではなく、行政、地域が機能不全に陥らないよう事前に起こり得るリスクを考え、平時にできる対策を行うことが重要となる。従来の狭い意味での「防災」ではなく、行政、地域の機能が維持できるよう、本市域の強靱化計画の策定を行うことが急務となっている。

このような背景を踏まえ、あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものとならず迅速に回復する“強靱な富士吉田市”をつくり上げるため、本市の国土強靱化に関する指針として、「富士吉田市国土強靱化地域計画」を策定する。

■計画の位置付け

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本市の計画等の指針となるべきものである。

そのため、本計画の策定にあたっては、「富士吉田市地域防災計画」の上位計画として位置付けるとともに、本市の最上位計画である「第6次富士吉田市総合計画」をはじめとした上位関連計画との連携や国及び県計画との調和を図るものとする。



第2章 富士吉田市の地域特性

■想定されるリスク

想定されるリスクは、国及び県計画と同様、大規模自然災害等とし、本市域に影響を与えると想定される自然災害は、地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）、富士山火山噴火、豪雨・豪雪等とする。

第3章 富士吉田市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

■基本理念

強くて、しなやかな
活力創造都市 富士吉田

■基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

■計画期間

計画期間：令和3年度～令和9年度

「第6次富士吉田市総合計画」と整合を図り、目標年次は令和9年度とする。また、国計画、県計画等の動向や総合計画等の改定と合わせて本計画についても適宜、見直しや改定を実施する。

第4章 脆弱性評価と重要課題の整理

■脆弱性評価の実施手順

各々の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対して、リスクを回避するために担当課室が実施する事業の有無を確認することで、本市における脆弱性の評価を行う。

- 【脆弱性評価の実施手順】
- ①「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
 - ②施策分野の設定
 - ③脆弱性評価の実施
 - ④脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題の整理

本計画における
国土強靱化の推進方針の作成

■施策分野の設定

- ①保健・医療・福祉
- ②教育・文化・スポーツ
- ③生活環境・景観
- ④都市基盤・防災環境
- ⑤地域・産業・観光
- ⑥地域経営

■脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題の整理

- (1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- (2) 事前復興の視点を取り入れた安心・安全で魅力ある地域づくり
- (3) 広域災害に備えた地域防災力の強化

第5章 富士吉田市国土強靱化地域計画の推進方針

脆弱性評価結果を受けて、基本目標を達成するため、施策分野ごとの推進方針を設定した。

■保健・医療・福祉

- (1) 保健福祉機能の維持
- (2) 感染症まん延防止に関する取組の推進
- (3) 災害時要配慮者等の支援体制の充実
- (4) 防災体制の充実・強化
- (5) 医療体制の整備及び機能の継続

■教育・文化・スポーツ

- (1) 教育施設等の防災力の強化
- (2) 富士山防災教育の推進
- (3) 文化財等の保護
- (4) 防災体制の充実・強化

■生活環境・景観

- (1) インフラ等の長寿命化・耐震化
- (2) 自立・分散型エネルギーシステムの導入等
- (3) 都市計画・まちづくりとの連携

■地域・産業・観光

- (1) 山地災害に備えた整備推進
- (2) 幹線農道等の道路ネットワークの確保
- (3) 災害時における観光客の安全確保
- (4) 治水における取組
- (5) 災害時における円滑な事業資金調達支援
- (6) 災害時における事業継続計画策定支援
- (7) 農地の保全等による災害対策の推進及び多面的機能維持
- (8) 富士登山者の災害時における安全確保及び富士山の保全の推進

■都市基盤・防災環境

- (1) 家庭における取組
- (2) 緊急物資・燃料の確保
- (3) 災害に強いまちづくりの推進
- (4) 災害時応急対策の推進
- (5) 災害時保健医療体制の整備
- (6) 市役所の災害対応力の強化
- (7) 地域防災力の強化
- (8) 災害情報の提供・通信機能の強化
- (9) 避難所・救護所等の整備
- (10) 備蓄品の整備
- (11) 復旧体制の強化
- (12) 避難所等の運営体制の充実
- (13) 上下水道における取組の推進
- (14) 火災等への対応
- (15) 建築物等の耐震対策等の推進
- (16) 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備推進
- (17) 市道等の道路ネットワークの確保
- (18) 消防・救急・救助体制の強化
- (19) 地籍調査の実施
- (20) 都市計画・まちづくりとの連携
- (21) 急傾斜地崩壊対策の推進
- (22) 特定空家等対策の実施
- (23) 富士山火山防災の推進

■地域経営

- (1) 防災体制の充実・強化
- (2) 地域防災力の強化
- (3) 被害情報の収集体制の確立
- (4) 施設の長寿命化を図るための公共施設等総合管理計画の推進
- (5) 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備推進
- (6) 災害情報及び環境の整備

第6章 事業の重点化

■重点プログラムの選定について

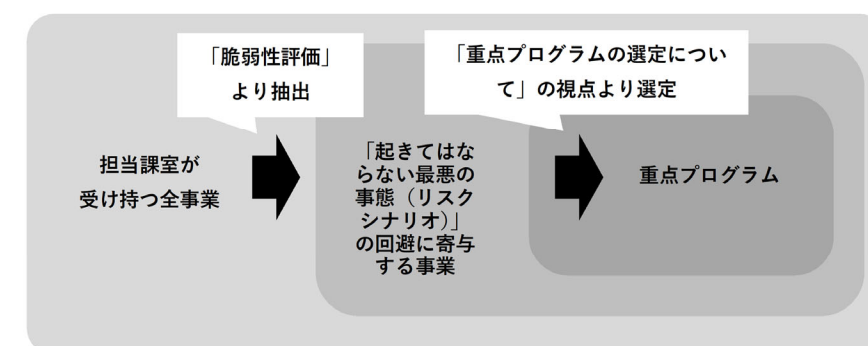
本計画における基本目標の実現に資するものとして、本市において特に推進する必要がある事業を重点プログラムとして選定した。
また、重点プログラムの選定にあたっては、担当課室へのヒアリングを実施しており、担当課室が選定する際の主な視点は以下の通りである。

【担当課室が重点プログラムを選定する際の主な視点】

- ・計画期間の間に重点的に実施すべき事業
- ・「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、特に有効な事業

■重点プログラム選定までの流れ

担当課室が受け持つ全事業より、「脆弱性評価」を通して「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に寄与する事業を抽出したうえで、「重点プログラムの選定について」の視点をもとに、重点プログラムを選定した。



第7章 富士吉田市国土強靱化地域計画の推進

■市の他計画との整合

本計画は、本市の各種計画における国土強靱化に係る指針となるものであるため、本計画を見直す際には、本市における総合計画や総合戦略等の上位・関連計画との整合を図る。

■具体的な取組の推進と進捗管理

国土強靱化の推進方針に記載の各項目について計画的に推進するために、「脆弱性評価結果」を用い、定期的に進捗管理や評価等を行い、その結果を踏まえて、PDCAサイクルを用いて、適宜、見直しを行うものとする。

■KPI（重要業績評価指標）の設定

国土強靱化の推進に当たっては、強靱な地域づくりのために、長期的な視野を持つことが重要となるが、大規模自然災害等は、いつ起こるか想定できないことを踏まえ、特に重要な事業については、1年ごとの成果を把握するという短期的な視点を持ち、事業の実施と進捗管理を実施することが重要となる。

そのため、重点プログラムについては、KPI（重要業績評価指標）を設定し、事業の取組状況について進捗管理を実施する。KPIとは、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標であり、本計画においては、重点プログラムの各事業における「目標値」のことを示す。